

指定管理者制度導入に係る基本方針

平成17年11月

(平成23年一部修正)

(平成26年一部修正)

大 仙 市

目 次

はじめに	1
第1 指定管理者制度の概要	1
1 指定管理者制度の特色	1
2 基本的条件の設定	2
3 指定管理者の指定	3
4 指定管理者の監督	3
第2 本市における制度導入の取り組み	4
1 基本的な考え方	4
2 制度導入手続	6
3 制度導入の評価等	8
4 制度導入の検討体制	8

はじめに

この基本方針は、本市における「指定管理者制度」導入の取り組みについて定めたものである。

公の施設の管理に関して、これまでの「管理委託制度」は管理者の範囲を公共団体、公共的団体、地方公共団体の出資団体等に限定してきた。

しかし、地方行政サービスの民間委託を推進する観点から地方自治法第244条の2が平成15年に改正され、新たに設けられた「指定管理者制度」は、地方公共団体が出資していない民間事業者等であっても公の施設の管理ができるようになった。

本市においても、公の施設の管理に関して、民間事業者、NPO、地域の団体等のノウハウを活用することにより、より質の高いサービスの提供を図るとともに、施設の維持管理費用の縮減を図る観点から、施設を所管する課(所・室)ごとに本方針に基づき検討し、積極的に指定管理者制度を導入してきたところである。

制度導入より8年が経過し、指定管理者のノウハウを活かした効率的な運営により経費の削減が図られた施設や、自主事業等の独自の取組により利用者数が伸びている施設もあり、市民サービスの向上に一定の効果が表れている。一方で、赤字の施設や利用者数が減少している施設等、成果があまりみられない施設も見受けられる。

また、指定管理者制度の運用においては、詳細な募集要項の作成や厳密な指定管理申請書の確認作業、指定管理者評価、中間報告の作成作業等、事務量が膨大となっている。

このことから、制度の導入効果と事務量を勘案し、一様に指定管理者制度を導入(更新)するのではなく、導入の目的とその効果についてしっかりと検討を行うことで、公の施設の管理運営のビジョンを明確化し、制度導入或いは更新するかしないかを判断することとする。

なお、平成22年12月には、国から「指定管理者制度の運用について」の通知があり、「指定管理者制度については、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認められるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること」が改められて示されている。

第 1 指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度の特色

「指定管理者制度」とは、公の施設の管理を自治体が議会の議決を経て指定するものに行わせるものであって、従前の「管理委託制度」と比較した主な相違点及び共通点は、次の表のように整理できる。

	管理委託制度	指定管理者制度
相手方	自治体の出資法人等に限定	「法人その他の団体」であれば法人格は必要ではない。 個人は指定できない。
管理の形態	契約	「指定」は行政処分的一种であり、契約ではない。 ただし、協定の締結は必要。
利用料金制度の導入	できる	できる
施設の使用許可	できない	できる
使用料の強制徴収	できない	できない
行政財産の目的外使用許可	できない	できない

なお、利用料金制度とは、地方自治法第244条の2第8項に規定するもので、管理を行うものが、条例で定められた基本的な枠組みに従い、市の承認を受けて使用料を設定し、自らの収入として収受する制度のこと。

2 基本的条件の設定

(1) 指定の手續

申請の方法、選定基準等を条例で定める。

(2) 管理の基準

市民が公の施設を利用するにあたっての休館日、開館時間、使用許可の基準、使用制限の要件、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなどの当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を条例で定める。

(3) 業務の範囲

指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を条例で定める。

3 指定管理者の指定

(1) 選定手続

指定の申請にあたっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし選定基準に照らし、最も適切かつ効果的な管理を行うものを選定する。

(2) 市議会の議決

指定管理者の指定にあたっては、市議会の議決を要する。議決すべき事項は対象となる公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等である。

(3) 協定等の締結

指定管理者の権限は、「指定」によって生じるものであり、契約を締結する必要はない。しかし、管理業務の実施にあたって、指定管理者に支出する委託費の額等、細目的な事項については、協議により定めることとし、協定を締結する。

4 指定管理者の監督

(1) 報告の請求等

市は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理状況の報告を請求し、実地について調査し、又は必要な指示を行う。

(2) 指定の取消し等

市は、指定管理者が指示に従わないとき、その他管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずる。

(3) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を提出しなければならない。

(4) 不服申立て等

公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立ては、市長へ審査請求する。

第2 本市における制度導入の取り組み

1 基本的な考え方

制度導入の対象となるすべての公の施設について、制度導入の効果を検討し、導入の可否を決定する。また、指定管理者の募集にあたっては、施設をどのように管理させたいのか明確なビジョンを持ち、指定管理者の要件を設定することとし、原則、公募する。

(1) 対象となる施設・基準

ア 公の施設

公の施設のうち、学校その他個別の施設管理法制において管理者を想定している施設を除くすべての施設が対象となる。

公の施設とは自治法上、次の要件を満たす施設としている。

①住民の利用に供するためのもの

公の施設は住民の利用に供される施設であるので、公の目的のために設置された施設であっても、住民の利用に供することを目的としない施設は、公の施設の概念に含まれない。よって、庁舎や試験研究機関などは公の施設ではない。

②当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの

国民の利用に供するために設けられる施設であっても、当該地方公共団体の区域内に住所を有するものの利用に全く供しない施設は、公の施設ではない。よって、物品陳列所などは公の施設ではない。

ただし、「住民」は、住民全部を対象とするものでなくても、合理的に一定の範囲に限られた住民であってもよい。

③住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの

利用そのものが福祉の増進に結びつく施設であること。よって、留置場や競輪場などは公の施設ではない。

④地方公共団体が設けるもの

地方公共団体が設置する施設であること。

なお、この場合の設置とは、必ずしも所有権を有する必要はなく、賃借権など所有権以外で当該公の施設を住民に利用させる権限を取得させることをもって足りるものとされる。

⑤施設であること

公の施設は物的施設を中心とする概念であり、人的手段は必ずしもその要素ではない。

イ 制度を導入する基準

検討にあたっては、施設ごとに、次に掲げる事項に該当するかどうか留意する。該当する項目の多い施設ほど、制度を導入すべき施設である。

- ①民間事業者等に委ねることについて、法令上の制限がない。
- ②使用料によって運営することを原則とする収益施設である。
- ③同種又は類似のサービスを提供した実績を有する民間事業者等が存在する。
- ④サービスの専門性、特殊性等を勘案しても、民間事業者等によるサービスの提供が可能である。
- ⑤民間事業者等に任せることで、運営日、時間、運営内容等のサービスの向上が期待できる。
- ⑥民間事業者等に任せることで、集客力や稼働率の向上が期待できる。
- ⑦民間事業者等に任せることで、施設の維持管理費用の縮減が期待できる。

ウ 直営或いは一部管理業務委託が望ましい施設

指定管理者制度では、自主事業等を行うことで集客を増加させたり、独自のノウハウで経費を削減させたことに伴う利益を指定管理者の利益とすることができる。一方で、支出の増加や収入の減少に伴う損害については、指定管理者の費用で補填することとなる。

今後、施設等の老朽化が進み、修繕等の件数が増える等、損害が発生する確率が今まで以上に高くなることが予測されるが、指定管理者の収入が市からの指定管理料しかないような施設や指定管理者が町内会等の場合、協定書等に定めるリスク分担に従って対応できなくなるケースが出てくることが予測される。このことから、指定管理者の収入が市からの指定管理料しかないような施設等については、「近隣の施設と一体管理することで人件費等を削減をすることができる場合」や「一体管理し受付を一ヶ所とすることで利用者の利便性が図られる場合」等の特別な理由がない場合を除き、原則的には直営或いは一部管理業務委託が望ましい施設となる。

(2) 条例の整備

制度を導入する場合は、通則条例を新規制定し、指定の手續に関する事項（申請の方法、選定基準等）を規定する。個別の条例（以下「設置条例」という。）では、次の事項について規定整備を行う。

- ①休館日、開館時間、使用制限の要件等の市民が施設を利用するにあたっての基本的な条件
- ②各施設の目的や態様等に応じた具体的業務の列記
- ③利用料金制度を導入する場合は、利用料金の金額の範囲等
- ④その他必要な事項

(3) 指定期間

指定管理者を指定する期間は、5年を標準とし、施設ごとに定める。

(4) 予算措置

単年度ごとの支出科目は、委託料として取り扱う。

複数年度の期間に及ぶ指定管理者の指定期間を設ける場合、債務負担行為の設定が必要であり、募集要項に債務負担行為の設定期間を記載する。

債務負担行為の設定額は、入札方式における予定価格と同様に、あらかじめ上限額を設定し、評価の基準となる金額（基準価格）として設定する。

なお、基準価格の内容によっては、最低限価格を設けるなど、各課（所・室）において適宜判断を行う。

(5) 使用許可

施設の定型的な使用許可及び使用料徴収事務は、指定管理者が行うこととする。

施設所管課は、あらかじめ施設の使用料の減免基準を整理しておく。

(6) 利用料金制度

指定管理者制度と利用料金制度を併せて導入することにより、効率的・効果的な施設の管理及び市民サービスの向上が見込める場合は、利用料金制度を導入することとする。この場合、指定管理者は市長の承認を得て利用料を設定する。

2 制度導入手続

(1) 指定管理者の募集

ア 仕様書の作成

施設所管課は、次の事項に留意し、指定管理者が行う業務の範囲を具体的に定めた仕様書を作成する。

- ①指定管理者が、管理業務を全面的に再委託することは認めない。
- ②施設の使用許可及び利用料金の徴収事務は、指定管理者が行う。
- ③利用料金の減免及び還付の運用基準を明確にする。
- ④個別施設ごとに年間維持管理費用を算定し、指定管理者に支払うべき管理運営に係る費用（以下「委託料」という。）を基準費用とする。
- ⑤仕様書に委託料の基準費用を明示する。
- ⑥利用料金制度を導入した場合、④で算定した年間維持管理費用から利用料金収入の年間額を控除した額を算定し、基準費用とする。
- ⑦利用料金制度を導入しない場合、④で算定した年間維持管理費用を基準費用とする。

イ 募集要項の作成

施設所管課は、選定委員会に諮って募集要項を決定するものとし、その作成にあたっては、次の事項に留意する。

- ①維持管理費用の縮減を図る観点から、同種又は類似の個別施設を合理的な範

圏でまとめる。

- ②申請者の資格要件、提出を求める事業計画書の様式、申請方法、選定方法等を個別に定める。

ウ 募集の方法

指定管理者の募集は、公募によるものとし、「広報だいせん」、ホームページ等を活用する。

エ 公募期間

公募の開始から締切りまでの期間は、おおむね1か月とする。

(2) 選定手続

ア 選定

選定委員会において、事業計画書を基に選定基準に照らして総合的に判断し、指定管理者の候補者を選定する。

イ 選定委員会

選定委員会の設置にあたっては、次の事項に留意する。

- ①委員の定数は、14人以内とする。
- ②委員のうち8人を限度として外部からの有識者を加えることとする。

ウ 選定基準

選定基準は、次の項目を参考に作成し、数値化できるようにしておく。

- ①施設の設置目的が達成できること。
- ②利用者の平等利用及びサービス向上が図られること。
- ③施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。
- ④管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
- ⑤利用者の声が反映される管理が行われること。

(3) 選定の通知

施設所管課は、選定結果を申請者全員に通知する。

(4) 仮協定の締結

施設所管課は、指定管理者の候補者と協議し、業務内容に関して仮協定を締結する。

(5) 市議会の議決

対象となる公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について議案を提出する。

(6) 指定の告示

指定管理者の候補者は、市議会の議決を経て指定管理者となるものであり、市議会の議決後、施設所管課は、指定管理者の指定を告示する。

(7) 本協定及び単年度協定の締結

指定管理者の指定を受けたものと協議し、本協定を締結するとともに、経費の支出が必要となる場合の支払うべき費用、支払時期等を定めた単年度協定を締結する。

3 制度導入の評価等

(1) 事業報告書の提出

毎年度終了後、指定管理者から管理業務に関する事業報告書を提出させる。

(2) 事業の評価

指定管理者制度による管理の効果を検証するため、事業の評価を行う。

(3) 指示等

事業の評価に応じて、指定管理者に適切な指示等を行う。

(4) 事業計画書の協議

指定期間のうち、2年目以降における毎年度の事業計画について協議する。

4 制度導入の検討体制

制度導入にあたっての個別の施設における検討は、施設所管課を中心に施設を所管する課ごとに行う。